電子入札システム及び入札情報公開システムの導入(出納室)

「電子入札システム」については、平成19年度から出納局において、条件付一般競争入札、令和5年度からは随意契約の印刷物を対象に電子入札システムによる電子入札、電子見積合わせ(オープンカウンター方式)を実施しています。<u>各地方振興局出納室で</u>調達する一部案件につきましても、令和7年9月から電子見積合わせを実施します。

また、現在、ホームページで公開しています入札情報や開札結果につきましては、「**入札情報公開システム**」を導入し、9月から公開します。システムの利用方法は、別途、県ホームページでお知らせします。(当面の間は、ホームページによる公開も併行して行います。)

引き続き、入札参加事業者の利便性の向上、入札手続きの公平性や透明性の確保に努めてまいります。

	電子入札システム (入札・見積合わせの実施)	入札情報公開システム (入札情報・開札結果の公開)	
システム 導入前	紙入札または紙見積書による見積合わせの 実施	出納局または地方振興局出納室の各ホーム ページで調達案件や入札結果を確認	
システム 導入後	電子入札システム により入札・見積合わせ の実施	入札情報公開システムにより一括して調達 案件を確認(運用開始からしばらくの間は 出納局の調達案件が主となります)	
メリット	紙入札書の作成や郵送が不要となり入札参 加者の利便性が向上する	現在公告中の入札や見積合わせ情報がシステムで検索・確認ができる 発注情報閲覧画面から直接電子入札システムへログインできる 開札結果等が速やかに確認できる	
利用時間	平日午前8時〜午後10時 (電話での問い合わせは、平日午前9時〜 12時、午後1時〜5時のみ受付)	平日午前6時〜午後11時 (電話での問い合わせは、平日午前9時〜 12時、午後1時〜5時のみ受付)	
システムを 利用するた めに必要な 手続き	【電子入札に参加する場合】 ICカード・カードリーダーを購入し、利 用者登録が必要 【電子見積合わせに参加する場合】 無料のユーザーIDの取得が必要	必要な手続きはない。誰でも閲覧すること が可能	

電子システムを利用した物品調達(入札の場合)の主な流れ

	入札情報公開 システム	電子入札 システム	電子入札 システム	入札情報公開 システム
県	①調達情報の公開	④ 審査結果通知	6開札	⑦入札結果の公開
参加事業者	②調達情報の確認	③参加資格申請	⑤入札書の提出	8入札結果の確認